

平成 16 年（行ウ）第 18 号

原 告 兼 松 秀 代
被 告 核燃料サイクル開発機構

平成 16 年 5 月 21 日

原告訴訟代理人弁護士 新 海 聡

名古屋地方裁判所 御中

準備書面

第 1 被告準備書面（3）に対する認否

1 第 1 について

争う。

2 第 2 について

第 1 項 4 頁の表の「対象地域の概要」「抽出地域数」の記載ならびに第 2 項の記載は不知。その余は認める。

3 第 3 について

認める。

4 第 4 について

第 1 項は認める。

第 2 項について

争う。

第 2 原告の主張

1 被告主張の要旨

被告が本件不開示決定の理由とするところは、被告準備書面 の 1 3 頁に記載している「調査箇所が、あたかも・高レベル放射性廃棄物の処分予定地として選定されたものであるとの誤解や疑念、上記処分予定地として選定される具体的可能性が大きい箇所であるとの誤解や疑念、被告により上記調査箇所に高レベル放射性廃棄物が持ち込まれるとの誤解や疑念が生じるおそれがある。そして、そのことにより、中間貯蔵施設の立地業務という被告の事業の適正な遂行に支障をきたすおそれが生じることとなる。」という点に尽きる。そしてそれを裏付ける（？）事実として、本件対象文書を含む広域調査に係る報告書等についての報道を挙げている。

- 2 被告が主張する「誤報」であるとの主張の真偽はともかくとして、そもそも、情報を公開したことによって生じる「誤解や誤った報道」は情報を公開することと法的な因果関係をもつ事柄ではない。したがって、これら「誤報」等を理由として、法5条4項の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」がある、とする被告の立論は法解釈を誤っている。まず、法5条4項の「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」は、当然ながら、情報の公開と法的な因果関係を有することが前提である。しかし、被告が主張するような誤解や誤った報道は、情報公開との因果関係があると評価されるべき事象ではなく、被告が十分な説明をしないことや被告自身が一般市民との信頼関係を持つことができないこと、或いは被告が情報を公開しないことを原因とするものでしかない。情報の公開とは少なくとも法的な因果関係を有するものではないのである。
- 3 むろん、情報の公開によって、情報を公開しない場合と比較して被告が広く市民に対して理解を求め、事業の説明をする負担が増すことは予想される。しかし、かかる職務は本来的に被告がなすべき職務のはずであって、市民へ理解を求める作業や場合によっては誤解を解くための作業、事業の実施のために当事者を説得する作業などの負担が生じる可能性を「当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」と評価できないことも自明である。

法は1条で本情報公開制度の目的について「独立行政法人等の保有する情報の一層の公開を図り、もって独立行政法人等の有するその諸活動を国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。」と定め、情報公開制度が独立行政法人等の有する諸活動を国民に説明する責務の一種と位置づけ、情報公開の結果生じる説明の負担を含めて独立行政法人の「諸活動を国民に説明する責務」に包摂させているからである。
- 4 以上述べたところから明らかなように、被告の主張には到底、合理性はない。

以上